

第 8 7 9 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 4 月 1 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員

4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田参事兼福利課長, 山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長, 新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 教育長職務代行委員の指名

教 育 長 はじめに, 教育長職務代行委員の指名について報告する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 3 条第 2 項において, 「教育長に事故があるとき, 又は教育長が欠けたときは, あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されている。

教育長職務代行委員については, 平成 2 8 年 4 月 1 日付けで伊藤委員を指名したので, よろしく願います。

7 第 8 7 7 回及び第 8 7 8 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

8 第 8 7 7 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 伊藤委員及び遠藤委員を指名する。

本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

9 秘密会の決定

5 教育長報告

(1) 損害賠償請求調停事件に係る調停成立について

(2) 職員の人事について

6 議事

第 1 号議案 宮城県産業教育審議会専門委員の人事について

第 2 号議案 宮城県社会教育委員の人事について

教 育 長 5 教育長報告 (1) 及び (2) 並びに 6 議事の第 1 号議案及び第 2 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする案件については, 9 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

10 教育長報告

(3)「県下公立学校は学校教育法などの関係法令等を遵守して学校経営することを求める請願」への対応について

(説明者：鈴木教育監)

本年2月9日付けで宮城県高等学校・障害児学校教職員組合石巻分会から提出された請願に関し、その内容及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、9ページである。

この請願の内容としては、県内の公立学校において、法令通りの学校運営が行われていないことがあるとして、的確な措置を講ずるよう求めるものである。

この請願を受け、各県立特別支援学校の指導業務の状況について確認調査を行った。その結果、一部の業務について、適切さに欠ける運用がなされていたことが判明した。このことを踏まえて、各特別支援学校長に対して、今年度からそれぞれの職に応じた適正な校務分掌を充てるよう指導したところである。

特別支援学校の児童生徒の指導に当たっては、複数の教員でチームを作り、学校外の関係機関等とも連携をしながら取り組んでいくことが多いため、その分担についても不明確になりがちであることから、今後とも、適正な職務分担で指導に当たるよう学校に対して指導してまいる。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

教 育 長 特別支援学校の運営については、学校の実態を踏まえつつ法令遵守をしっかりと行うよう、今後とも指導をお願いする。

(4)「宮城県立中学校社会科(歴史的分野)教科書採択に関する公開質問状」への対応について

(説明者：鈴木教育監)

宮城県立中学校における社会科歴史的分野の教科書採択に関する公開質問状への対応について、御説明申し上げます。

資料は、10ページから16ページである。

本公開質問状は、平成28年3月22日付けで、「子どもと教科書みやぎネット21」、「自由法曹団宮城県支部」ほか6団体の代表者の連名で、宮城県教育委員会委員長、各教育委員及び教育長あて提出されたものである。

平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の社会科、歴史的分野の採択に関して、教育現場に多大な悪影響を及ぼすことが危惧される問題点がみられたとの理由から、審議の方法等について、6点の質問があった。

本質問状への対応については、教育委員会を構成する委員各位宛てであることから、定例教育委員会で質問状の提出があった旨を御報告し、各質問について、事務局でまとめた回答内容の要旨を御説明した上で、期限までに質問状提出各団体に示す予定としている。

回答の内容については、高校教育課長から説明申し上げます。

なお、この後については、本日の御説明内容をとりまとめて回答書を作成し、委員の皆様には、質問者に回答書を送付する前にあらかじめお届けし、確認をしていただきたいと考えている。

(説明者：高校教育課長)

各質問の回答について、要旨を御説明申し上げます。

資料10ページを御覧願いたい。

1点目は、教育委員会の会議を秘密会とした理由及び会議録の開示請求に際し、発言者の氏名を匿名としたのはなぜかとの質問である。

平成28年度使用教科用図書の採択に係る教育委員会会議における審議については、文部科学省からの通知である「平成28年度使用教科書の採択について」を踏まえ、静ひつな採択環境を確保するため、外部か

らの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと、及び採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断することが求められていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、出席委員の3分の2以上の多数決で議決の上、第869回宮城県教育委員会定例会及び第870回宮城県教育委員会臨時会の会議のうち、教科書採択に係る審議を秘密会としたものである。

なお、教科書採択に係る教育委員会の審議は、従前から秘密会としており、この取り扱いは、これまでと何ら変わらないものである。

次に、教育委員会会議の会議録の開示について、採択事務の性質上、教科書採択に係る会議録で発言者の氏名が特定された場合、その発言内容により発言した委員個人に対する働きかけが行われ、その結果、将来の同種の事務事業において、委員の率直な意見交換や中立性が損なわれるなど、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなったり、これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められるため、情報公開条例の規定に基づき、発言した委員の氏名のみを非開示とする部分開示決定としたものである。

なお、発言した委員の氏名以外は全て開示しているので、発言した委員の氏名のみを非開示としても、教育委員会としての意思決定に至るまでの審議過程は確認できる状態にあり、情報公開の目的は達成していると判断している。

次に、資料11ページを御覧願いたい。2点目は、教科書の採択に際し、保護者等の意見をどのような方法で把握したのかとの質問である。

教育委員会からの諮問を受け、教科書採択の基本方針と採択基準、各教科書に関する選定資料を答申する教科用図書選定審議会がある。その委員として、全委員20名のうち6名の委員を学識経験者から迎えているが、6名の中にはPTAの代表2名が加わっており、審議会において「保護者等」として多方面からの意見を反映させられるよう努めている。

また、教育委員については、審議した委員6名のうち、保護者を代表する委員として県PTA連合会会長を務めた委員1名のほか、かつて県高等学校PTA連合会会長を経験した委員1名がおり、これらの委員からは、保護者の立場からの意見も表明していただいているところであり、保護者等の観点を踏まえた議論がなされているものと考えている。

続いて、同じページにある3点目の質問であるが、「平成28年度使用教科用図書（中学校）選定資料 別冊」作成に際し、各教科書の「記述の概要」を書き出す項目として設定した歴史的分野の3項目、公民的分野の4項目について、それらを選んだ理由等に関するものである。

「平成28年度使用教科用図書（中学校）選定資料 社会科（歴史的分野・公民的分野）別冊」は、採択権者が調査研究をするための参考となるよう、従来の「選定資料」に加え、各教科書の特徴等を一層明確にし、その記載内容やその分量を比較対照できるよう作成したものである。

この資料の調査項目の設定理由は、当該資料の中に示されているが、「中学校学習指導要領社会科の目標」及び「中学校学習指導要領解説の一部改訂」並びに「宮城県教育振興基本計画」を踏まえて設定したものである。また、教科書検定基準の改正があったことから、従前からの変更のあった項目には留意することとし、「近現代の歴史的事象で通説的な見解が存在しない内容に関する記述」や「政府の統一的な見解に関する記述」についての調査を行うこととしたものである。

次に、資料13ページを御覧願いたい。4点目は、県立中学校教科書採択審議において、社会の歴史的分野の審議を一番最後にした理由、及び社会の歴史的分野についてのみ事務局が補助資料を作成したのはなぜかとの質問である。

一括審議とするか種目毎の審議とするかについては、審議の過程の中で、委員から「各学校の評価結果を踏まえながら、採択権者として一教科ずつ丁寧に審議していくべき」との意見が出されたので、委員長が全委員に諮り、一教科ずつ選定していくことに決定したものである。

また、歴史的分野の教科書の審議を一番最後とした経緯であるが、第869回宮城県教育委員会定例会会議において、教科書採択に係る審議に入った時点で、会議開始から相当の時間が経過していたことや、教科書採択に係る審議の冒頭で歴史的分野の教科書を「両校共通」とするか「両校別々」とするか、各委員の意見がまとまっていない状況があったため、歴史的分野の審議に入る際に、「歴史的分野の教科書の審議につい

ては、さらなる議論が必要と見込まれ、歴史的分野の教科書の審議は一番最後に行って議論を深めてはどうか」との意見が出され、委員長が全委員に諮って了承されたというものである。

なお、補助資料「社会科（歴史的分野）教科書採択にあたって〈特色〉」を事務局が作成したことについては、歴史的分野の教科書採択に関しては、相当の議論が必要であると見込まれたことから、各教科書の特色を限られた時間の中で比較できるようにするために作成したという経緯がある。

続いて、資料1 4ページを御覧願いたい。5点目の質問について、説明申し上げる。

まず、アの質問であるが、義務教育という理由で、一面的な社会の見方を身に付けさせることを目的として教科書を選択したことは、学習指導要領の基本理念「生きる力」を身に付けさせることに反するのではないかというものである。

教科用図書は、いずれも学習指導要領に準拠し、検定も経ていることから、学習指導要領が求めている内容を十分に満たしているものと考えている。

資料1 5ページを御覧願いたい。次に、イの質問について、県教育委員会が使っている「グローバル」の意味は、中学校学習指導要領の「国際協調と国際平和の実現」の趣旨及び県立中学校の海外語学研修の目的と矛盾しているのではないかというものである。

両校では、教育目標として「わが国や国際社会の発展に貢献できる人材の育成」を掲げており、スーパー・サイエンス・ハイスクールやスーパー・グローバル・ハイスクール等の国の指定事業等も活用しながら、自国の文化や歴史、異文化などについて理解を深め、国際社会で求められるグローバルな視野を養う教育を進めているところである。

また、両校が掲げる「時代を担うグローバル人材」には、日本人としてのアイデンティティと広い視野、異なる言語、文化を乗り越えて関係を築く力、問題の原因や構造の本質を見抜き、新しい価値を創造する力等が求められている。

県立中学校教科書採択に際しての教育委員長のコメントには、「グローバルな人材を育てるには、自分が生まれ育った日本の特徴をよく知り、自信と誇りを持って故郷を説明できる知識が必要であると考えます。生徒には、基本的な知識を身に付けるとともに、歴史的事実の中には見方によって様々な違いがあるということへの理解を深めていくことを期待しています。」とあり、県教育委員会と仙台二華・古川黎明中学校の考え方、県教育委員会と中学校学習指導要領の趣旨に齟齬はないものと考えている。

こうしたことを勘案し、社会科歴史的分野の教科書については、わが国の歴史や文化の学習に関して、歴史上の多くの人物を取り上げ、その果たした役割や生き方を具体的に考えさせながら、学習指導要領の改訂の要点である、わが国の歴史の大きな流れを大観させる工夫や、わが国の伝統や文化について理解を促す資料や記述が詳細である等の特徴を持つ教科書を教育委員会として評価し、採択することとしたものである。

最後に、資料1 5ページを御覧願いたい。6点目は、県立中学校の教科書採択の実務を高校教育課が担当するのは不適切ではないかとの質問である。

本県の県立中学校は、高等学校に併設する形で設置されており、これにより、中学校入学からの6年間を通じた、計画的・継続的な指導を行うことで、中高一貫教育の利点を活かしながら魅力ある学校づくりを進めているところである。こうしたことから、本県においては、県立中学校の教育活動全般について、高校教育課が管轄しているところである。

また、中高一貫教育として、高等学校と一体となった6年間を見据えた教育課程の編成及び効果的な教育活動を進めていく上で、教科書の採択も含め、義務教育課の協力を得て、連携しながら実務を行っていることから、高校教育課が担当することには問題がないと考えている。

各質問への回答の要旨は、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

11 課長等報告

(1) 平成29年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考の実施について

(説明者：教職員課長)

平成29年度(平成28年度実施)の宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について御説明申し上げ

げる。

資料は1ページである。

出願期間は、平成28年4月22日から5月19日としている。

第1次選考の実施日は、平成28年7月23、24日とし、23日は筆記試験、24日は実技試験を予定している。

第2次選考は、9月16、17日と19、20日を予定し、受験生は16、17日の2日間か19、20日の2日間の受験となる。

今年度の特徴としては、1点目として、地下鉄の東西線ができたこともあり昨年度の仙台三高から、よりアクセスのよい仙台第一高等学校を第1次選考の会場としてお願いした。

2点目は、要項上「書面による申請も可とする」という表現を「電子申請が困難な場合は、教職員課へ問い合わせを行う」とし、原則として電子申請による出願とした。これまではパソコン操作を苦手としていた受験者に対する配慮として、書面での申請を受け付けていたが、学校現場のICT化が進んでいる現状から、パソコンが故障しているとか、ネット環境がない等の理由についてのみ書面申請を認め、それ以外は認めないということとした。

3点目は、選考要項に緊急の場合の連絡方法を明記することとした。これは、昨年度の第2次選考において、大雨による交通障害のため日程を延期するという事態が発生し、受験者に配布する「受験場の注意」には、緊急の場合による連絡方法が明記されていたにも関わらず、多少なりとも混乱が生じたためである。

採用者数は、昨年度末の退職者から年金接続まで2年を要することになったことから、平成28年度選考より少ない540名程度の採用を予定している。内訳は小学校280名程度、中学校160名程度、高等学校85名程度、養護教諭15名程度、栄養教諭若干名を予定している。

なお、今年1月の教育委員会定例会で御報告したとおり、平成30年度（平成29年度実施）採用候補者選考から、宮城県・仙台市それぞれにおいて、選考を行うこととしている。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

伊 藤 委 員 第1次選考の筆記試験の会場について、アクセスの良さを考慮して仙台第三高等学校から仙台第一高等学校に変更されたということで、受験者に対する配慮としては現実的な対応であると思う。すでに募集要項も公表されていると思うが、今年も仙台三高が会場と勘違いする人もいるかもしれないので、受験者に対する周知について配慮いただきたい。

教 職 員 課 長 細心の注意を払って周知してまいりたい。

奈 須 野 委 員 昨年度からの変更点の中で、(3)第1次、第2次選考における非常時対策について、昨年度は大雨の影響で日程を延期したとの説明があったが、ホームページへ掲載する時間についても、できるだけ早い段階で上げられるような措置をとっていただきたい。

教 職 員 課 長 可能な限り、迅速に対応してまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員 昨年度からの変更点について、原則として「電子申請」での出願とあるが、電子申請の利点と問題点、アクシデントへの対応についてはどのようにお考えか伺いたい。

教 職 員 課 長 電子申請での利点については、インターネットを通じての申請であるため、環境が整っていれば非常に円滑で作業時間も短縮できるものと考えている。

問題点としては、万が一、システム上の障害等が起きた場合が想定されるが、まずはそうした問題が起きないようにシステムのチェックをきちんと行い、万が一、システム上の障害等が起きた場合には、速やかに対応するよう体制を整えてまいりたい。

佐 竹 委 員 どうしてこのような質問をしたかと言うと、以前、メールのやり取りで1週間前に送ったというメールが私の元に届いておらず、返信がないので電話が来て判明したということがあった。

同様の事が、電子申請でも起きないとは限らないと思う。申請したはずが受験できないとならないよう、例えば、何週間以内に返答がない場合の説明など、ホームページ全

体の分かりやすい説明が必要であると思う。

受験者の志気が下がったり、失望させるような事のないよう、きちんとケア出来るような体制をとっていただきたいと思う。

教職員課長 御指摘いただいた点についても、周知方法を検討しながら、障害が起きたときの対応等についても丁寧に対応してまいりたい。

高橋教育長 受験者とのやりとりのチェックと合わせて、システム障害全体の問題もあるかと思うので、システム全体のバックアップ体制作りもお願いする。

(2) 中1保護者向け資料「充実した中学校生活に向けて」について

(説明者：義務教育課長)

保護者向け資料「充実した中学校生活に向けて～子どもとの関わり方に困ったときのために～」について、御説明申し上げます。

資料は、リーフレットである。

県教育委員会では、小・中学校長会や県PTA連合会をはじめ、宮城県臨床心理士会やスクールソーシャルワーカーの代表に加え、市町村教育委員会や保健福祉部局の関係者及び大学教授等を委員とした、「宮城県不登校対策推進協議会」を平成26年2月に立ち上げ、不登校を生まない魅力ある学校づくりについて、協議してきた。

不登校をはじめとする子どもが抱える問題は、学校に加え、保護者や地域も含め、児童生徒に関わる多くの方が「チーム学校」として協働していくことが、問題解決の促進に結び付くと言われている。

そのような視点から、協議会においても、本格的に思春期を迎える中学生の特徴や学校での生活、更には、子どもとの関わり方や困った時の対処の仕方等について、保護者の理解を深める必要があるとの提言をいただいた。

お手元のリーフレットは、その提言を踏まえ作成したものである。

リーフレットには、中1不登校を予防する子育てのポイントや学校との連携の在り方をQ&Aの形式でまとめ、今年3月には、仙台市を除き、中学校入学を間近に控えた小学校6年生の子どもをもつ、県内全ての保護者、約11,200名へ配布した。

各家庭においても、このリーフレットを子どもとの関わり方の参考に活用いただくとともに、保護者が一人で悩みを抱え込まず、関係機関へ気軽に相談する契機にもなればと考えている。

なお、このリーフレットについては、県内各学校等にも配布している。中1不登校の改善を図る上からも、学校においても保護者会等で積極的に活用するよう、今後も促してまいる。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐竹委員 このリーフレットは、保護者に向けに作成・配布したとのことであるが、非常に分かりやすく、良い内容であると思うので、可能であれば一般の方々にも見ていただくよう、新聞などへの掲載を検討してみてはどうか。地域の方々にも見ていただき、このような子どもたちがいたら声を掛けるなどしていただけたら良いと思う。

ある新聞社で中学生からの質問に答えるという企画を行った際、中学生だけではなく、地域の方々からも読んで大変良かったとの話もあったので、せっかく県で出すのであればそうした働きかけもあっても良いと思うので是非検討願いたい。

義務教育課長 このリーフレットは、既に義務教育課のホームページにも掲載しているが、さらに周知方法について検討し、できるだけ多くの方々に周知してまいりたいと考えている。

高橋教育長 県政だよりへの掲載について、特に早期発見チェックポイントの部分は、こうしたことで心配な時にはご相談下さいという事で保護者の皆様へと出しても良いと思うので、広報課と調整願いたい。

伊藤委員 教育長の意見に賛同する。私も町内会で県政だよりや市政だより、回覧板などを配布している立場から言うと、こうした広報誌はすぐに捨てたりしないで、必ず読んでいた

だけるという面からも、佐竹委員の御意見の意図も十分に伝わると思う。

新聞広告の場合、予算の関係もある。県政よりは公的な広報誌であり、その他の記事も充実していると思うので、是非検討願いたい。年間の掲載計画もあると思うが、非常に重要な事なので強く押していただきたいと思う。

義務教育課長
奈須野委員

県政日より等への活用について調整してまいりたい。

既にホームページへ掲載しているという事で、例えば、「不登校」と検索した時に検索ワードの最上位に出てくるのは難しいと思うが、義務教育課のホームページにアクセスできるような構築が可能であれば、検討いただきたい。

もう一点、宮城県PTA連合会とも連携しているということであるが、不登校やいじめは家庭の協力がなくては改善できないと思う。今後、宮城県PTA連合会のネットワークも活用するなど様々な機会を捉えて、不登校やいじめ問題への情報発信についての取組を進めていただきたい。

義務教育課長
奈須野委員

不登校やいじめ問題等については、家庭との連携が非常に重要であると考えているので、出来る限りPTA連合会とも連携しながら進めてまいりたい。

PTA連合会も同じ目的で活動しているので、年間を通じて様々な意見交換を行うなど、既存のネットワークを上手く活用していただきたい。

遠藤委員

素晴らしいリーフレットなので、配布して終わりでは勿体ない感じがする。

例えば、PTA総会終了後の時間を使って養護教諭や生徒指導主任などから、思春期とはどのような時期なのか話をする際の資料としても良いと思う。

中学校の先生にとっては、思春期の子どもたちが3年間でどのようなところで揺れて、どのように伸びていくのかの見通しが付いていると思うが、保護者にとっては初めての中学生というケースも多いと思う。小学校の場合は、学級担任が学校での生活も細かく指導するので、担任に話せば何でも通じる場所があるが、中学校になると教科担任制となり、勉強も格段に難しくなる。

例えば、チェック項目の下から2番目に「わざと憎まれ口をきいたり、嫌がることをしたりするようになる」という項目があるが、保護者にとってはわざとかどうかの判断が付かない場合もある。そうしたことが思春期の特徴だよと紙だけではなく、実際に子どもを担当している先生方から聞く機会を各学校で作っていただくと、さらにこのリーフレットの理解が進むのではないかと思う。ぜひこれを材料として活用いただきたいと思う。

義務教育課長

御指摘のあった件については、各学校において保護者会等で話題にさせていただけるように平成27年度の6年生の保護者と、平成28年度の6年生の保護者にも配布をしている。さらに各学校にそうした場を持っていただくよう働きかけてまいりたい。

高橋教育長

中学校の現場では、二者面談や三者面談が夏休み前に行われると思う。そうした時にこのチェックシートを活用し、学校と家庭で子どもの様子などの状況について、共有する事が重要であると思うので、具体的な活用方法についても学校現場へのアドバイスをよろしく願います。

佐竹委員

新聞掲載は確かに予算の関係もあると思う。

以前、先生方のちょっといい話が新聞に掲載されていた際、切り抜いて大きくプリントして掲示している学校を見たことがある。

最近は懲戒処分などもあり先生方の志気が下がっていないか。良い話は沢山あるはずなので、そうしたものを新聞や県政だよりに取り上げていただくことで、先生方の志気を高める材料にもなると思う。良い話は、教育現場の先生方や県民の皆様にも積極的に発信していただきたいと思う。

高橋教育長

ただいま色々な御意見をいただいたが、活用や周知の方法等についても、今後検討いただきたい。

(3) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

(説明者：高校教育課長)

平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果がまとまったので、御報告申し上げます。

資料は2ページから4ページである。

資料2ページを御覧願いたい。

「1 総括」について御説明申し上げます。

平成28年度の全日制課程の募集定員は14,760人で、合格者は、併設型中学校からの入学、前期選抜、連携型選抜、後期選抜、第二次募集を全て合計すると、14,255人で、充足率は、昨年度より0.6ポイント高い96.6%であった。

同様に、定時制課程の募集定員は1,000人で、同じく合格者を全て合計すると471人で、充足率は、昨年度より8.7ポイント低い47.1%であった。

また、通信制課程の第一期入学者選抜での合格者は115人であった。

資料3ページには、「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 地区別出願者数・合格者数等」を一覧として示しているのので、後ほど御覧願いたい。

続いて、資料4ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。

(1)の前期選抜の結果であるが、全日制課程では、総点の平均が前年より24.0点低い162.9点、定時制課程では、昨年度より16.8点低い67.3点であった。

また、(2)の後期選抜では、全日制課程で、国語以外の4教科で、昨年度より平均点が下降し、合計で24.6点低い283.0点となった。昨年度の平均点は過去10年では最高の値であり、今回の平均点は、昨年度に次ぐ2番目に高い値となっている。

同様に、定時制課程でも昨年度より平均点が下降し、合計で19.0点低い118.5点となった。

なお、学力検査の結果については、今後、設問毎の正答率や無答率、難易度別・成績層別の誤答分析等、さらに詳細な分析を行い、高等学校、中学校での教科指導や次年度以降の問題作成に役立ててまいりたい。

次の「5 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除措置を引き続き行ったが、免除申請者数は、出願者全体の13.8%となった。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料4ページの「4 学力検査の結果」について、総点が前年度に比べて全日制、定時制ともに下降している。今後、詳細な分析を行い次年度以降に役立てていきたいとの説明があったが、分析結果については関心があるので、何らかの場面で御報告いただきたいと思う。

高 校 教 育 課 長

6月には分析結果がまとまる予定なので、あらためて御報告したいと考えている。

(4) 気仙沼高等学校のスーパーグローバルハイスクール(SGH)指定について

(説明者：高校教育課長)

気仙沼高等学校のスーパーグローバルハイスクール指定について、御報告申し上げます。

資料は、5ページから6ページである。

この事業の概要であるが、社会に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、課題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国内外で活躍できるグローバルリーダーを育成することを目的として、平成26年度から、文部科学省の委託事業として始まったものである。

指定期間は5年間で、これまで本県では、平成26年度に仙台二華中学校・高等学校、平成27年度に仙台白百合学園中学・高等学校が指定を受けており、今年度新たに気仙沼高等学校が指定されたものである。

2にその構想等を記載しているが、研究テーマは、「海を素材とするグローバルリテラシー育成～東日本大震災を乗り越える人材をめざして～」としている。

国内外の大学・研究機関及び地域と連携しながら、海洋問題に多面的にアプローチする協働型の探究的な学習について、5つの研究領域で課題研究に取り組み、その研究成果を広く発信していく。

また、大震災の経験を素材として、特別講義、ワークショップ、台湾等の海外研修等を実施し、多様性、協働性、行動力を養成し、日本や世界の動きを見据えたグローバルな観点から未来の社会像を創造し、その実現に向けて行動できる、スケールの大きな復興の担い手を育成することを目指すこととしている。

今後、事業の具体化に当たり、県教育委員会としても学校の取組を全面的に支援してまいります。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 宮城県の高校が3年連続で指定校に選ばれたことは、大変素晴らしいことである。
平成26年度には全国の国公立・私立の高校から数多くの申請があった中、仙台二華中・高等学校が指定を受け、昨年は仙台白百合学園中学・高等学校、今年は気仙沼高校が指定を受けたということで、大変素晴らしいことである。

地域資源を活かしたグローバルな人材育成を進めるためには、将来の世の中を先読みして、そのためには今からどうしたらよいか、どうしなければならないのかを考えていくことが必要である。学校の先生方にとっても、大変パワーのいることであり、チャレンジしたことに敬意を表したい。先生方が高校生の可能性を引き出して、指定校に相応しい事業実績を上げていただくよう大いに期待する。

佐 竹 委 員 「東日本大震災を乗り越える人材をめざして」という研究テーマは、震災で大変な思いをした気仙沼高校ならではの、世界にも日本中にも通じるアプローチの方法なのかなと思う。

資料5ページ、(3)具体的な取組として「海洋問題」に関する5つの研究課題があるが、その中でも「海と産業」の研究課題には震災からの復興が繋がっていると思う。

震災から立ち上がるための復興の力は、大変なエネルギーである。震災をどのように乗り越え、どのように復興に繋げていくかを後世に伝え、学んでいくことは重要である。

宮城県ならではの海の復興について、世界に発信できるような学びを入れていただきたい。

高 橋 教 育 長 高 校 教 育 課 長 高校教育課長から、資料6ページについて補足説明願いたい。

大震災の復興というプログラムも考えている。地元気仙沼市の御協力もいただきながら、検討してまいりたい。海洋系の大学との連携や大きな地震のあった台湾との連携なども考えている。総合的に震災から復興に向けての人材育成をめざしてまいりたい。

遠 藤 委 員 私も気仙沼で暮らした事があるが、大抵の人が気仙沼高校と気仙沼向洋高校の卒業生である。この地域は先輩・後輩といった縦の関係や、親戚・親類関係などの横の関係で繋がっている地域である。

震災後は、色々な人材が気仙沼に入っており、これまで、気仙沼を動かしてきた人達以外の考え方や働きかけなどが動き出している。その中で、グローバルリテラシーを育み、震災を乗り越える人材育成をめざすと言うことは大変大きな意義があると思う。震災後の現在は、これまでの地域の人達とは違う人達がいるので、そうした人達も活用しながら、県外、海外も含めた学習を組み立てるということにも大きな意義があると思う。是非、良い結果がでるように期待している。

高 校 教 育 課 長 いただいた御意見を参考にして、学校と協力して良い取組に繋げてまいりたい。

(5) 交通遺児等教育手当支給要領の改正について

(説明者：スポーツ健康課長)

交通遺児等教育手当支給要領の改正について、御報告申し上げます。

資料7ページを御覧願いたい。

交通遺児等教育手当は、交通事故又は海難事故により、父母を亡くした児童生徒を「交通遺児等」と定め、その養育者に対し、交通遺児等を激励し、健全な育成を図ることを目的として支給している手当である。

本制度については、交通遺児等1人月額3,000円、兄弟がいる場合は1人につき月額1,000円を

加算して支給してきたところであるが、この度、交通遺児等1人につき一律月額3,000円を支給するよう改正するものである。

平成28年度は、57名の交通遺児等に205万2千円を支給すると見込んでいる。本手当は、県民等からの寄附金による運営を基本としているので、交通遺児等に対する寄附について、各方面にお願いしてまいりたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐竹委員 この手当の支給は毎年行われていると思うが、県に対する寄附によって運営されているのか。例えば、あしなが育英会などとの連携はあるのか。

スポーツ健康課長 運営については、県への寄附金を財源として行っているが、寄附金だけで不足する場合には、県が一般財源を補填して支給を行っている。

民間のあしなが育英会などでは、高校生、大学生を対象としているため、県が行う本手当では、小・中学生を支給対象としているものである。

佐竹委員 県には交通遺児のための寄附金窓口があるということか。

スポーツ健康課長 事務局はスポーツ健康課が行い、窓口となっている。広くPRしていかなければならないので、県政だよりやホームページなどで呼びかけを行っているところである。

(6) 平成27年度宮城県小・中・高等学校体力運動能力調査結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成27年度 宮城県小・中・高等学校 体力・運動能力調査結果について、御報告申し上げます。

資料は、7ページから8ページ及び別冊資料である。

資料7ページを御覧願いたい。

この調査は、昨年12月に報告した、小学校5年生、中学校2年生の全国悉皆調査に併せて、本県が独自に公立の小学校、中学校、高等学校の全学年における、児童生徒の発達段階に応じた体力・運動能力の実態を把握するために、平成18年度から継続して行っているものである。

「1 調査対象」「2 調査時期」及び「3 調査方法」については、記載のとおりである。

「4 調査結果の概要」は前年度と比べ、向上しているものを「+」、低下しているものを「-」、有意差が見られないものを空欄で表している。

小学校では「-」の記号が多くなっており、中学校・高等学校では「+」の記号が多くなっている。

種目別に見ると、中学・高校においては反復横とびで向上したが、ボール投げは低下している。小学校において、長座体前屈、50m走で向上している学年が多く、握力、反復横とびは低下している学年が多く見られるという結果となった。

別冊資料2ページ、3ページを御覧願いたい。

ここに記載しているレーダーチャートは、教育事務所・地域事務所の管内別に、各種目ごとに実線で示した県平均と、点線で示した各管内の状況を比較したものである。2ページ、3ページは小学校5年男女、4ページ、5ページは中学校2年男女の結果である。県平均がきれいな8角形になるようにしているため、それと比べ、大きく広がっていれば運動能力が高いということになる。地域特有の課題に加え、男女別の課題があることが見て取れる。

別冊資料8ページを御覧願いたい。

「中期的結果比較概要」について、小学校においては、男女とも握力とボール投げは継続的に低下傾向を示している。長座体前屈は男女とも向上傾向が見られる。

中学校においては、小学校同様に、握力とボール投げが継続的に低下傾向を示している。上体起こし、反復横とび、50m走は男女とも向上傾向が見られる。

高等学校においては、男子で握力、長座体前屈で低下傾向が見られるが、上体起こし、反復横とび、50m走は男女とも向上傾向を示している。

別冊資料9ページを御覧願いたい。

「長期的結果比較概要」については、これまで一貫して同じ調査方法で実施している50m走を取り上げて比較している。

小学校においては昭和63年度をピークに平成12年度まで低下していたが、平成24年度以降はその低下傾向に歯止めがかかりつつある。中学・高等学校については、平成12年度までは向上下降を繰り返していたが、中学校では平成12年度以降に、高等学校では平成15年度以降に向上傾向に転じている。

別冊資料10ページを御覧願いたい。

「課題と取組の方向性」については、昨年12月の定例教育委員会でも御説明したとおり、「体力・運動能力の向上」のためには、児童生徒の「正しい生活習慣」と「運動習慣」の確立が必要であることから、学校における取組と「家庭における取組」とを明確にしつつ連携を深めいくこと、また、本県においては、児童生徒の「肥満」や「むし歯」といった健康課題に関わる生活習慣の改善に向けた取組も併せて推進してまいる。

別冊資料20ページを御覧願いたい。20ページの上の方に成果を上げている学校の取組についてまとめている。授業改善に向けた校内研修を行った学校、児童生徒への明確な目標を提示して意欲付けを図った学校が成果を上げている。また、21ページ以降には具体的な取組事例を掲載しており、各学校の取組に生かせるようにしている。

本県において体力・運動能力の向上は長年の課題となっており、その課題の解消に向けて効果のある取組事例を各校等で取り入れさせながら、各校の実態に応じた工夫改善を進められるよう、まずは4月20・21日に開催する小学校体育主任の悉皆研修会において働きかけるとともに、各教育事務所等の協力を得ながら、各校の校長に対してもリーダーシップを取って課題解決に取り組むよう促してまいる。

なお、12ページ以降に全国体力運動能力等の調査結果において、全国平均値との比較を掲載している。昨年12月の定例教育委員会で御報告した資料には、国立、私立学校を含むデータを全国平均として使用していたが、今回は、県調査結果と全国調査結果ともに、公立学校のみデータを使用している。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

資料3ページの東部教育事務所(小5女子)の長座体前屈の数値は「52」となっているが、資料5ページの同じ東部教育事務所(中2女子)の同種目の数値は「47未満」となっている。これは、同一管内で3年間にこれだけ数値が低下したということなのか、若しくは、正しい測定方法できちんと測定していないのではないかと。どちらかという、中学校できちんと測定していないのではないかとという疑問がある。こうした測定方法についての指導はどのように行っているのか伺いたい。

スポーツ健康課長

御指摘いただいたとおり、学年によるバラつきが各地区で見られることは把握している。これまで、測定方法に関する指導が十分に徹底されていなかったと考えているので、4月に行う研修会において、正確な測定方法を改めて周知してまいりたい。

また、義務教育課が行っている「授業の技」配信事業を活用して、測定方法などの動画配信ができると、一番分かりやすいと思うので検討してまいりたい。

遠藤委員

小学校と中学校の比較だけではなく、事務所単位で見ても、県平均の8角形と比べると事務所内でも偏りがあるということは、やはり測定方法の問題ではないかと思う。

これらの体力・運動能力のデータを基に県施策の方向性などを決定していくので、肝心の基となるデータの精度は高くなければならないと思う。体育主任研修会では測定方法の研修を取り入れるなど、正確なデータが取れるようにしていただきたい。

スポーツ健康課長

県平均は、比較しやすいようきれいな正8角形としているが、県平均の数値自体がどうかとの問題もある。しかし、母数が大きい仙台市と比べると、県も仙台市も同様の傾向を示している、平均的なデータであることは言えると思う。やはり、幅広くバランスのとれた運動を促していく事が重要であると思うので、授業や学級づくりの場面で担任の先生の努力を促してまいりたいと考えている。

佐竹委員

仙台教育事務所と仙台市教育委員会のグラフを比較すると、全ての学年で達成度の違

いが見て取れる。同じ仙台圏域でここまで数値に差がでるといことは、やはり測定方法に疑問が残る。

もう1点、成果を上げている学校の取組事例は素晴らしいと思う。これがどんどん増えていくと良いと思う。体育の先生だけではなく、担任の先生方にも普段の授業の中でも、遊びの時間でもアドバイスができるような取組が入っているので、体育の授業に限らず、休み時間の利用の仕方なども参考になると思う。こうした事例を発信していくことは大事である。学校名が紹介されていることも大変良いと思う。現場の先生方の指揮を高めるためにも、成果の上がった学校は情報発信していただき、互いの意識の共有が図られ、体力・運動能力の向上に向けた取組が進んでいくよう御指導いただきたい。

スポーツ健康課長

先程、全県の体育主任を対象とした悉皆研修を行うと御説明したが、これは県と仙台市が一緒になって行う研修会である。

御承知のとおり、仙台教育事務所は仙台市の周辺地域であるが、グラフを見ると仙台市の方が高い数値を示している。仙台市では、生活習慣の指導において、学力、体力、生活習慣と連動したデータの分析を行っており、睡眠やスマホの使用時間が体力とも連動していると、強く訴えているということが影響しているかもしれない。

資料20ページ以降の取組については、歯磨きなどの健康面の良い事例に加え、健康と体力の連動について、スマホの使用時間を制限するような取組を行っている学校もあると思うので、そうした事例を上げながら幅広い実践事例を紹介してまいりたいと考えている。

高橋教育長

各委員からの提案を踏まえて、よろしく願います。

1.2 資料（配付のみ）

（1）教育庁関連情報一覧

（2）みやぎの志教育 みやぎの先人集「未来への架け橋」授業実践事例紹介

（3）平成28年3月高等学校卒業者の就職内定状況について

（4）宮城県図書館「第47回子どもの本展示会」

（5）東北歴史博物館企画展「大白隠展」

（6）宮城県文化財地図

（補足説明）

文化財保護課長

配付資料（6）宮城県文化財地図について、補足説明する。

配付した宮城県文化財地図は、文化財を観光資源としてPRすることを目的として、昨年度、地方創生先行型の交付金を活用して制作したものである。

県内を旅行される方々に向けて、どのような文化財がどこにあるのかが分かるように地図に加え、指定文化財一覧、概要説明、地区毎に代表的な文化財の写真を加えている。

この地図の利用者は個人が主体になると思われるが、県内の各図書館にも配備し、当課のホームページにも常時掲載してまいる。今後より多くの方に御利用いただけるよう、ホームページでの活用方法等を更に工夫してまいりたいと考えている。

1.3 次回教育委員会の開催日程について

教育長

次回の定例会は、平成28年5月16日（月）午後1時30分から開会する。

1.4 閉会 午後3時38分

平成28年5月16日

署名委員

署名委員